

第2期 大阪府大規模施設等協力金の申請について

[第1期協力金からの主な変更点]

1. 支給額の算定について

営業時間短縮(時短)の場合、時短に応じた支給額となります。

①時短又は休業の要請に応じた大規模施設の運営事業者

当該施設の自己利用部分のうち時短等要請に応じた面積1,000㎡毎に、

$$20 \text{ 万円/日} \times \frac{20 \text{ 時}^{\ast} \text{ と 「本来の営業時間」 との差}}{\text{本来の営業時間}}$$

※イベント等は21時
以下、「α」とします

(1,000㎡を1単位。単位未満切捨て。ただし1,000㎡未満の施設は一律(20×α)万円/日)

➤ 本来の営業時間10時～22時(12時間)の場合は、

$$20 \text{ 万円/日} \times \frac{22-20}{12} = 3.4 \text{ 万円/日} \text{ となります。}$$

②大規模施設内のテナント事業者等

店舗等の時短等要請に応じた面積100㎡毎に (2 × α) 万円/日

(100㎡を1単位。単位未満切捨て。ただし、100㎡未満の施設は一律(2×α)万円/日)

【参考】要請内容

- ・休業又は無観客開催：6/5(土), 6/6(日), 6/12(土), 6/13(日), 6/19(土), 6/20(日)
- ・営業時間短縮：6/1(火)～6/20(日)の平日、6/21(月)～7/11(日)

2. 申請手続きの簡素化について

第1期協力金に申請された事業者は、

- ・入力項目や提出書類が簡素化されます。
- ・大規模施設の運営事業者からテナントリストを提出いただくことで、テナント事業者からの個別の申請は不要となります。